

Title	ウィクセルの財政理論について〔IV〕
Sub Title	Note on Wicksell's theory of public finance〔IV〕
Author	飯野, 靖四
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1971
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.64, No.12 (1971. 12) ,p.1134(72)- 1140(78)
JaLC DOI	10.14991/001.19711201-0072
Abstract	
Notes	研究ノート
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19711201-0072

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

にたいする第二系列の自己批判をあらわす思想構造とみなしうるであろう。問題の所在は、「専制」の「国権」に抗するに、「士風」の「維持」を以てする、という批判の構造にある。このような命題を構築したのは、個人的道徳としての「士人」の「気風」をそなえ、国民的範囲における「士風」の「維持」について、悲観的な予感をいだいた知識人の論作にみられる「文明」の「精神」のいとなみであるから、われわれの今後の課題となるのも、日本「文明」史観としての「文

明論之概略」における「精神」の構造についての分析と批判なのである。

〔付記〕 本論の未定稿の多くは離日前の成果に属する。留学の結果、以前は意識されえなかった問題が自覚されてきたので、これも昨今の留学の成果の一部として、従前の未定稿を徹底的に修正し新しい独立の小論に改めて今後の研究の起点を表示すべきものとした。

一九七一年九月下旬
(経済学部助教授)

ヴィクセルの財政理論について [IV]⁽¹⁾

飯野 靖 四

〔ヴィクセルの財政理論について〕

- III いろいろな租税の間の相互関係についてのヴィクセルの理論
- 1 没収型の租税
 - 2 利益原則と能力原則に基づく租税
 - 3 1つの財政理論をめざして

〔ヴィクセルの財政理論について〕

III いろいろな租税の間の相互関係についてのヴィクセルの理論

きちんと均斉のとれた財政理論というもの、特に政府支出と租税とを同時に考えなければならないとする財政理論というものは、いろいろなタイプの租税のうち利用されるべき租税の性格と理由を明示し、またこれらの租税の間の相互関係を明確にすることができなければならない。それはまた、政府が果たすと思われる機能と支出についても、また政府支出と租税の間の関係についても、明らかにすることができなければならない。ヴィクセルは、このような理論を書くことには全然成功しなかった。

彼は、公平な課税のための手続き上の計画について述べた後、歳入の一形態としての料金収入の問題について論評し、つづいて公共企業がそのサービスの代価を要求する時に基づくべき原則について論じている。彼はまた、直接税と間接税の比率についても簡単にふれ、同時に課税対公債の増加という問題についても考察している。最後に彼は、相続税と、地価値上りによる不労所得に対する租税について論じている。彼の後継者リンダールは、これらの問題を丹念に研究し、「課税の公平 (1919)」という著作の中で包括的な課税の理論を展開している。この著作はリンダールの博士論文であるが、たまたまヴィクセルが審査委員の1人としてこれを読みそしてこれを受け容れているので、我々はここでリンダールの手続きに従って、まず第1に没収の原則に基づいた租税について考察し、つづいて利益原則と能力原則に基づいた租税について考察してみよう。

1 没収型の租税

ヴィクセルは、現実の経済秩序の中には、社会が不公正であり不合理であると判断する所得や富があると

注(1) 本稿は、三田学会雑誌第64巻第7号の拙稿「ヴィクセルの財政理論について(III)」の続きである。

(2) 参考文献*(116)参照。

* 参考文献目録は、拙稿「ヴィクセルの財政理論について(II)」(三田学会雑誌第62巻第9号)の末尾に掲載。

いう事実を強調した。これらの中には、巨額な財産の相続、地価の値上りによる不労所得、いろいろな程度の独占力を保持することから得られる大企業の利益、或る種の投機的利益、インフレーションが持続的に続いている時に債権者ならびに相対的に所得が一定している人々の犠牲において債務者が得る利益、等が含まれる。これらのものは、所得や財産の分配における不平等をいっそう激化させ、いろいろな深刻な問題を提起するので、社会はこうした望ましがらざる結果をできるだけ矯正する権利と義務をもっている。こうした目的のために、社会は或るタイプの租税によって、彼らの所得や財産を部分的にか或いは全部を没収することができるし、またそうすべきである。実質的な意味から言えば、これらは決して「租税」というべきものではなくて、むしろ社会が、一部の個人が不当にも獲得するところのものの一部を共有の財産として奪取する1つの方法と言うべきであろう。

これらの富は資本ないしは投資という形態においてのみ存在するので、政府がそれらを——大抵は部分的に、まれには全部を——奪取することは、可能な資本の破壊という問題を提起するであろう。もし「没収の原則」に基づく租税の税収額が政府の経常支出のために使われてしまうならば、それに相当する額において資本の社会的消費が起こるであろう。しかしもしこれらの租税の税収額がいろいろな種類の公共企業に投資されるならば、社会における資本の総量は何ら減少せず、唯だその形態を変えるだけであろう。

1890年代の財政に関する著作の中では、ヴィクセルは、没収型の租税の税収額は、政府企業からの可能な純収入と合わせて、公債の利子支払いと償還に使われる

べきであるという立場をとっていた。後に彼はその立場を変えて、これらの租税の税収額は国家によって「蓄え」⁽³⁾られるか或いは投資されるべきであると主張した。こうした方法でつくられた公共投資の収益は「社会的遺産」ないしは「社会的配当」として市民に支払われるべきであり、それはまた主として、より高い教育を真剣に希望したその能力がある貧乏な若者に十分な生活費を与え、或いは若者が家を建てたり商売を始めたりするのを助けるために使用されるべきである。

彼は、相続税は他の財産税を補うために、そしてまた財産税を全体として現在より累進的にするのを助けるために、極めて累進的にされるべきであると考えた。また彼は、富を遺贈する権利について改革することが必要であると考えていた。当時の法律のもとでは、富裕な人の財産の50%は、彼にごく近い親族のメンバーに遺贈されるか与えられなければならない。そしてその残りだけが他の方面に遺贈されえたのである。これは「与える権利」⁽⁵⁾に対する厳しい制限である、とヴィクセルは述べている。彼は、富裕な人がどの位の額を後に残された妻と子供達に残してやれるのかということに関する基準がつくられるべきであると考えた。この額は、彼らが安楽な生活をし、また彼らが人生において正当な出発をすることができるだけの額で充分である。彼は、富裕な人の子供達が、結局はレジャーのようなこれという目的のないものに費やしてしまうであろう巨額の遺産によって「悩まされる」ことは、当事者にとっても社会にとっても有害であると考えていた。それで彼は、「与える権利」については自由にしておきたいと考えたけれども、相続人の「受け取る権利」⁽⁶⁾については相続税によって制限したいと考えた。

注(3) fund

(4) 没収型租税の税収額の「蓄積」は、(114)*の中で強調されている。以下では(114)から引用されている。「蓄えられた」没収型租税の税収額を投資しその収益を社会的配当として使用しようということは、(42)の中で強調されている。その中で彼は、もしその当時のスウェーデンの国民所得の5%が投資に向けられるならばスウェーデンの国富は90億クローネに達するであろう、そしてもしそれが25歳以上の適齢期の125万組の夫婦に分配されるならば、国富の世帯当りの分け前は、1夫婦当たり7000ないし8000クローネに達するであろうと考えていた。彼は、この額は、彼らの大部分が家を建てたり、専門的な職業訓練を受けたり、或いはいろいろな種類の小事業を始めたりするのに充分な額であると断言している。そのような額の当時の購買力は、おそらく、現在の同額のドルの購買力を超えているか、少なくとも等しいに違いない。ヴィクセルは、極めて累進的な相続税を課するならば、社会主義国家でない国でも当然、適齢期の夫婦にこの額に近い「社会的遺産」を与えることができるであろうということを示唆し、また人口の増加を或る限度内に抑えるような適切な政策をとるならば、社会主義国家は、私有財産と私企業に基づく国家よりも容易に、これを実行することができるであろうと考えていた。

*ヴィクセルの著作目録は、拙稿「ヴィクセルの財政理論について(I)」(三田学会雑誌第62巻第2号)の末尾に掲載。

(5) the right to give

(6) the right to receive

巨額な財産の問題について彼が考えていたと思われることは、個人は自分が望むだけ自由に財産を蓄えることができるべきであるということである。彼は、或る種の相続税が存在する社会では、遺贈者はたとえ自分の全財産を妻と子供達に残したとしても、上述した基準に基づいて国家が介入し、彼らが受け取ることが許される額を縮小してしまうであろうということを知っていると主張する。もし遺贈者が、自分の財産額と相続人が受け取ることが許される額との間に差違があることを好まないならば、彼はその部分をどこかへ、特に慈善団体とか教育施設へ、自由に遺贈すべきであろう。彼は、「遺贈する権利」を厳しく制限すると同時に厳しい相続税を課するならば蓄積と貯蓄への誘因をそこうけれども、「与える権利」を拡大しながら相続税を課するならばこうした結果をもたらさまいであろうと考えていた。

累進税が課せられなければならないと彼が考えていた第2の富の形態は、地価値上りによる不労所得である。これは、輸送網及び通信網の発展と改善の結果として、発展しつつある都市地域や近年開発され経済的に発展しつつある地域に共通してみられる現象である。土地が現在までに受け取った利益は侵害されるべきではないけれども、このタイプの租税が制定されてからは、将来得られるすべての「不労」所得は、一般的な税率に基づいて、そしてまた売買の時だけでなく、課税されるべきである。しかしながら、所有者の努力によって「働いて稼いだ」⁽⁷⁾と思われる地価の値上りに対しては、課税をしないよう注意が払われなければならない。換言するならば、もし或る区画の土地について、連続する2つの査定額の間事実上のもうけが生じ、そしてまたもしその所有者がその土地を改善するのに使った支出を明細にあげることができるならば、所有者が土地改善のために使った支出とその正常利子を取戻すことができるような方法で、地価値上りによる不労所得は課税されるべきであるということである。ヴィクセルは、こうした措置が租税行政の水準でどれ位困難な問題を提起するかということについてほとんど気がついていないように見える。

彼の意見では、「不労」所得ないし利益は一般に、「働いて稼いだ」所得ないし利益よりは重い租税が課

せられるべきである。土地の場合に生じたものは別として、多くの所得や利益が株式や商品の投機の過程において生ずる。しかしながら投機はそれ自体としては有益な経済活動である。投機は一時的な価格変動の幅を狭くする傾向がある。さらに通常は——すなわち、総合物価水準が明らかに一方向へ動くことがないような場合には——投機家の利益は他の投機家の損失と相殺される傾向がある。従って彼には、「通常の場合には」投機による利益に特別な租税を課するだけの正当な根拠があるとは考えられないのである。

独占利潤、特に大企業に生じる独占利潤には、もし損失が生じた時に完全な損失相殺が認められているならば、「付加税」⁽⁹⁾が課せられるのが適切であると彼は考えた。前に我々は、彼がいろいろな生産部門において独占に向かいつつある企業は国家によって肩代わりされ、公共企業として運営されるべきであると主張したということを指摘した。しかしながら彼は、大企業が保有する独占力の「程度」は容易には測定できず、従って最も独占的なものだけが国家によって肩代わりされ、残りの企業はより低い程度の独占力を保有させて持続させておくということをも理解していた。独占利潤には付加税が課せられるべきであるが、その付加税の損失相殺に関しては彼は、完全な損失相殺が認められなければならないと考えており、また利益があった企業から徴収された付加税の税収額は他の企業が不当にもこうむった損失を補償するための基金に繰り入れられなければならないと主張している。しかしながら彼が本当にこうした措置をとらなければならないと考えていたかどうかということは不明確であり、またどんな損失或いは損失の一部が不当であり補償されなければならないかということを決する際に生じる困難について彼が気がついてきたかどうかということも明確ではない。

彼が「不労」かつまた或いは「不公正」であると考⁽¹⁰⁾えた最後のタイプの富は、我々が通常「インフレ利益」と呼んでいるものである。これは、スウェーデンが第1次世界大戦中——およそ1914~1920年の時期——に経験したような、持続的にインフレーションが続く時に生じる。インフレ利益は、2つの方法で永続的に、大部分の債務者に生じる傾向がある。インフレが数年

注(7) the right to bequeath

(8) earned

(9) supertax

(10) inflationary gains

続いた後は通常デフレーションが来るのであるがその時に、物価水準は必ずしもインフレになる前の水準には戻らない。1920年代のスウェーデンでは物価水準は、インフレの時の最高水準と戦前の1913年ないし1914年の水準のだいたい中間のところまで下落した。デフレはインフレの時の利益を縮小するか無くしてしまうけれども、物価水準がインフレになる前の水準に戻ったとしても、インフレの時の利益をすべて帳消しにしてしまうわけではない。その理由は、債権者の利益の大部分がインフレの時に貨幣価値の下落によって失われてしまうからである。要するに、債権者の富の一部が永久に債務者のために取りあげられてしまうのである。この現象を、ヴィクセルの同僚であるデイヴィッド・デイヴィッドソンは戦時中に「エコノミスク・ティード・スクリプト」⁽¹¹⁾に書いた論文の中で「資本主義的ボルシェビキ主義」と呼んでいる。さらにそのような時には、サラリーマンや賃金労働者の貨幣所得が物価水準の上昇に追いつくことができないので、債務を負った企業家階級に有利な所得の移転が生じる。もし物価水準が下がったとしても、賃金労働者やサラリーマンは大規模な失業に直面するので、貨幣賃金の下落が物価水準の下落よりも遅れたとしても、彼らは充分な補償を得ることはできないであろう。

たしかにインフレ利益のいくらかは、戦時超過利得税を課することによって国庫に集められる。ヴィクセルは、こうしたことが達成されまた投機熱がさまざまれるという意味で戦時超過利得税に賛成したけれども、それは全く不十分な措置であると考えていた。彼は、スウェーデンの経済が1920年代のより安定した状態に戻った時に、インフレとデフレが交互に起こることによって富の分配がものすごくゆがめられていたということを指摘する。このことは、社会の重要なメンバー——すなわち、所得が相対的に一定している中間階級、特に文官、専門家の人達——を貧乏にする。彼は、この不釣り合いを矯正するには租税より根本的な措置が必要であると考⁽¹⁰⁾えた。事実彼は、こうした所得の移転の結果、本当に貧乏になった人達に補償を与えるために、損害賠償の訴訟手続きがとられなければならないと主張した。彼らの損失はおそらく、インフレのおかげで利益を得た担当権者等々の利益から補償されるべきである。このような提案をしたのは、指導的なスウェーデンの経済学者の中ではヴィクセルが唯一の人であっ

た。しかしながら彼は、そうした措置をどのようにして実行するのかということについて、自分の意見を明確に述べる程度にまでは詳しく研究しなかった。

2 利益原則と能力原則に基づく租税

所得と富の分配における「不公平」を取り除いたり小さくしたりするためには上に述べた「没収型の」租税が必要とされるけれども、その場合以外には、利益原則ないし能力原則に基づいて租税が課せられるべきである。納税者に提供されたサービスの利益に基づいて課せられる伝統的な租税の例は、もちろん、料金の支払いであって、しばしば租税価格とも呼ばれているものである。この料金の額は、思うに、政府がこれらのサービスを提供する際に要する費用を反映して決められる。サービスを利用する納税者が料金を支払うという事実は、そのサービスの価値ないしその人にとっての限界効用が少なくとも支払った額に等しいということを示す証拠となる。さらに料金は、そのサービスを利用する人だけが代金を支払い、他の人達は全然支払わなくてもよいということから考えても、普通の租税を課することよりもすぐれている。

さて、彼の「課税における相対的一致と任意性」のための提案のもとでは、「料金」と普通の租税との間の差違はほとんどなくなってしまい、また事実の問題として、料金でまかなわれている多くのサービスは次第に普通の租税によってまかなわれるようになりがちである、というのがヴィクセルの見解であった。しかしながら収入の形態として料金というものが存在するという事実は興味深い問題を提起する。すなわち、政府はどのような原則に基づいて、市民に「売る」サービスの負担をさせるべきであろうかという問題である。この問題は決して簡単な問題ではない。料金をとられる多くのサービス、例えば有料橋の利用は、利用者には直接的な利益を与えるばかりでなく、利用者以外にも間接的な利益を与える。

しかしながらなぜに、利用する度毎にとられる料金が、総費用を橋の利用回数で割った平均費用に等しくされなければならないのであろうか。さらにこの平均費用とは、一体何なのであろうか。橋が一度建設されてしまうと、平均費用は与えられた期間中に利用され

注(11) capitalistic bolshevism

る回数が増えるに従って反比例的に減少してゆくのではないだろうか。もしそうならば、ここに含まれる価格決定の問題は独占のもとで生ずる価格決定の問題と類似してくる。しかしながら政府は、私的独占のように利潤を追求する組織ではない。それ故に、橋の追加的な利用者、サービスの追加的な費用ないし限界費用だけを課することが論理にかなっているのではないだろうか。

このような考え方をもとにして、公共企業でも限界費用に基づいて価格を決定する原則が生まれてきた。そしてそれは次のような2つの結論へ導びいた。たいしての公共企業は費用逡減という状態のもとで経営しているので、限界費用に基づいて価格を決定するならば当然、赤字になる。ヴィクセルの意見では、この赤字は経常収入で埋合わせなければならない。なぜだろうか？ 或る意味では、公共企業は直接の利用者に利益を与えると同時に、利用者以外にも間接的な一般的な利益を与えるからである。しかし最大の理由は、いつも利用している人が、2つの支払い方法のうちの1つをもって、サービスに対して毎年だいたい同じ額を支払っているのかどうかということについて関心をもつべきではないからである。彼らは1回利用する度に平均費用と同じ額の料金を支払うか、さもなければ1回利用する度に、限界費用と同じ額の料金と、平均費用と限界費用の間の差額の大部分に等しい額の租税と、を加えた額を支払うであろう。限界費用と同じ額の料金と、赤字を生じないようにするための租税との合計で計られた、1回毎の費用は、サービスに対する需要が増えるに従って費用が逡減するので、次第に減少するであろう。そしてまさにこの点が重要な点なのである——すなわち、公共企業とその設備を最も合理的かつ経済的に利用する方法は、その能力を最大限に利用することである。

第2の結論は、もし公共サービスの限界費用を明確にすることができないならば、或いは公共サービスの限界費用が非常に小さくて料金を集める費用の方が大きくなってしまふ場合には、そのサービスは「無料で」提供され、その費用は経常収入から支払われるべきであるということである。限界費用による価格決定の原則について、彼は次のように述べている。「料金は、最後に定められた価格ないし、料金のもとで、利用回数が増えることによって得られる収入と利用回数が増えることによって生ずる追加的な費用ないし限界費用とがちょうど——まさしくちょうど——等し

くなる点まで、引下げられるべきである。」

この原則に照らしてみると、プロンシャ政府が毎年多大な利潤をもたらすような運賃で国有鉄道を経営していることを誇りにしていることは全く不合理なことである、とヴィクセルは考えていた。

政府企業のサービスは別として、政府のサービスは市民に、個別的な利益と一般的な利益とが混ざりあった利益を与える。地方における警察制度、公衆衛生制度、道路改良工事等は、これらのサービスが存在するということ自体から一般的な性格をもった利益が生ずるとしても、その地方ないし、改良工事から近い所に財産をもっている人達に利益を与える。他方、国防とか外交といったようなことに関係する活動は主として、一般的な利益を、すべての市民に与える。ヴィクセルは、政府サービスから、測ることができる個別的な利益が特定の市民ないし地域に生じたということが確かめられる場合には、そのサービスの費用の一部は、利益に応じた租税によって、すなわち受けとった個別的な利益に応じて、特定の個人ないし地域の財産かつまた或いは所得に租税を課することによって、まかなわれるべきであると考えていたが、こうした考えは彼の課税に対する考え方と首尾一貫しているものである。彼はもちろん、これらの目的のためにどんなタイプの利益課税がなされるべきかということを決する権限を、「租税を決定する場合の任意性と相対的一致」を実現するための手続きに基づいて運営される議会に、委ねた方が良く考えていた。

測ることができる個別的な利益についての彼の立場から推論すると、一般的な利益を与えるすべての政府サービスの費用は、支払い能力に基づいて課せられる租税によってまかなわれるべきであるということが言えるであろう。社会の構成員としての市民には、事実上、これらの一般的な利益を受けとることを拒否できる選択権が与えられていないので、その費用は、犠牲の相対的均等という原則に基づいて、すなわち、所得の限界効用は所得が増えるに従って逡減するので、所得に関して累進的に、市民に割り当てられるべきである。

しかしながらヴィクセルは、利益に基づく租税と能力に基づく租税との間の関係がどのような原則に基づいて決められるのかということについては、余り明確に述べていない。最低生活水準を維持するだけの所得しかない人々は租税を支払う能力がないので、租税は免除されなければならない。労働者階級は、必需品と

思われるものに租税を課することに対して反対するだけの正当な理由をもっているけれども、アルコール性飲料とか煙草といったような相対的にぜいたくな品物に租税を課することに対しては反対するだけの正当な理由をもっていない。これらのものに国内消費税を課するならば、この租税の税収が、労働者の賃金とこれらのものの消費が増えるに従って増え、逆に賃金が減るに従って減るという限りでは、能力に基づいて課せられる租税と同じような動きをするであろう。しかしながら課税の問題についてこれからますます強調されなければならないことは、政府収入の中に占める直接税の役割を増大させ、間接税の役割を減少させることであろう。結局、ヴィクセルは、すべての物品税が廃止されることを希望しており、また労働者が最低生活水準以上の所得に比例的な所得税を課することを受け入れるならば前よりも暮しむきが良くなるであろう、と述べている。

3 1つの財政理論をめざして

リンダールは、課税における利益原則と能力原則の関係について、ヴィクセルよりもずっと深く研究し、両者の間に補足的な関係があるということを見出した。このことに関係するいくつかの文章を「課税の公平」から引用すると次のようになる。

「公共活動が市民に主観的な利益を与えるという限りでは、貨幣額で表わされたその「利益」ないし利害は2つの点において異なるに違いない。或る意味ではそれは、自分達が利用しようとする公共サービスについて、自らが負担しようと思う主観的な租税負担の大きさに応じて異なるに違いない。また或る意味ではそれは、或る一定の大きさ以上の租税負担を受けられないですますことができる金額の大きさに応じて異なるに違いない。これら2つの異なり方のうち、後者の方が実際問題として重要なものである。」

「まず第1に、納税者が政府活動から均等の利益を受けとる場合には、そしてまたその場合においてのみ、支払い能力に応じて租税が課せられなければならない。しかしもし利益に差違がありその差違を明確にすることができるならば、その差違は租税を課する時に考慮にいれられなければならない。従って、課税における能力原則は次のように、より一般化された形で表わすことができる。すなわち、租税は、(或る観点から標準化さ

れた)「利益」ないし利害に対応するところの個人の支払い能力に対する関係に立ち入らなければならない。」

「第2に、能力原則は、その限界利益が個人にとって主観的な性格の利益だけしか与えないような公共支出に関係するすべての場合に利用されなければならない。」

「客観的な利益に関する原則は、実際問題として、限られた範囲でしか利用可能でないので、課税の大部分については支払い能力原則が適用されなければならない。」

最後に引用した文章の中でリンダールは「客観的な利益」という言葉を使用しているけれども、これは我々が「測ることができる個別的な利益」と呼んだものと同じものである。前に我々は、リンダールが、主として「財政の理論的研究」やヴィクセルが称賛したイタリア、オーストリア、ドイツの経済学者の著作等の中に見出したものに基づいて、包括的な課税の理論を展開しようと努力したということを描した。ここでこれ以上リンダールの業績について述べることは本筋を離れることになる。ここでは、彼がヴィクセルよりももっと現実的な仮定に基づいて理論を展開したということ、すなわち彼は決して自分の課税体系において「公平な」分配というものを前提としなかったということ、を述べるだけで充分である。彼はさらに、ヴィクセルよりも、「利益」と「支払い能力」の概念を明確にすることに成功したけれども、条件付き多数決によって支出と租税とを同時に決定しようとする手続きの工夫については余り興味を示さなかった。

これらのヴィクセルの工夫は限られた程度においてはあるがスウェーデンの地方政府の財政において利用されている——スウェーデンでは、いくつかの地方自治体の憲法に書き加えられている——ということを描しておくことはそれなりに価値があるであろう。

議論を明快にするために、そしてまた今までの議論を総括するために、課税原則と課税形態の間の関係についてのリンダールの図解を以下に示しておこう。この図は、彼の課税理論の範囲について何かを教えてくれるであろう。

注(12) complementary

課税における公平の原則についての図解¹³⁾

倫理的見地	理論上の原則	実際上の原則		公共収入
		課税権の行使	課税対象	
一部、公正であると見なされた現存の財産秩序	没収の原則	強制的に課税	不公正な所得ないしは財産 キャピタル・レヴィ 地価値上りに対する租税	キャピタル・ゲインに対する租税 相続税 キャピタル・レヴィ 政府企業の収入 料金
公正であると見なされた現存の財産秩序	利益原則	自発的に課税	利益の価値 支払い能力	実質財産税 改善ないし改良に対する租税 法人税 個人所得及び財産に対する租税 消費に対する租税

資料：参考文献〔116〕
(経済学部助手)

注(13) 参考文献〔124〕及び〔125〕には、次のような図解が載せられている。それは Uhr の図解と若干異なっている。

倫理的立場	理論上の原則	実際上の原則		公共収入
		課税権	納税業務	
不公正な財産秩序	没収原則 (社会政策原則)	強制課税原則	不公正な財産	景気利得税 相続税 臨時財産税
公正な財産秩序	利益原則 (純財政原則)	自己課税原則	費用原則	私経済的国家収入(公定価格、手数料)
			客観利益原則	物税(特別賦金、収益税)
			給付能力原則	人税(間接消費税、直接所得税)

資料：参考文献〔116〕

書 評

大河内一男解説
『職工事情』(生活古典叢書4)

籠山京解説
『女工と結核』(生活古典叢書5)

ここにとりあげた二つの史料は、わが国の労働問題研究にとって欠くことのできない調査研究であり、ともに古典的な文献として、労働問題・生活問題の研究者によって珍重されてきた。しかし、「職工事情」は、戦後、1949年に、土屋喬雄博士の解題の下に、生活社から出版されたまま、今日に至ったが、この度、大河内氏の解題をえて、新たな企画のもとに再刊されたことはまことに喜ばしい。

他方、「女工と結核」は、解説者籠山氏のべておられるように、「発表された当時、直接の関係者の手にわたっただけで、そのまま塵の中に埋れてしまっていた。したがって今日では、もうそれを見ることさえ容易ではない。しかし、これらの文献は、次のような理由で忘れ去られてはならないので、この機会に復刻して、つぎの世代に引きついでおきたいと思うのである」。ここで籠山氏がのべている意味は、「職工事情」と「女工と結核」とは、ともに、明治44年3月、わが国における工場法成立を、その背後から支えた文献であり、とくに、「女工と結核」の場合は、ひき延ばされていたその施行を実現させる原動力となったことのうちにある(籠山氏解説、4頁)。すなわち、「職工事情」と「女工と結核」とは、明治44年の工場法の成立をめぐって、相互に密接な関連をもつものであり、日本の産業資本主義確立期における原生的労働関係の実態を把握する上で、まことに不可欠な史料的研究であるということができよう。

そこでこの二つの重要な史料が復刻されたのを機会に、その内容について簡単な紹介を試みるとともに、それらの歴史的な意義について私見をのべてみたいと思う。

まず「職工事情」は、綿糸紡績職事情、生糸織物職事情、生糸職事情、織物職事情、鉄工、硝子、セメント、燐寸、煙草、印刷、製綿、組物、電球、燐

寸軸木、刷毛、花筵、麦稈真田職事情、鉄工事情、硝子職事情、セメント職事情、燐寸職事情、煙草職事情、印刷職事情、製綿、組物、電球、燐寸軸木、刷子、花筵、麦稈真田職事情、職事情附録I、職事情附録II、というように、明治30年代末期のわが国の製造業のうち、主要なものを網羅し、そこでの労働者状態について、5冊にわたって克明に分析したものであり、解説者大河内氏も、戦争直後の版で、土屋博士がのべておられるつぎのような評価を、そのまま引用されているように、農商務省という官庁の資料としては、まことに画期的な意義を担うものであった。「この『職工事情』がその量において老大なものであったことは、すでにのべたところであるが、その記述の様式においては、官庁調査に往々に見られるような歪曲はほとんど見られない。はじめに述べたように、当時の劣悪きわまる労働事情をほとんどあるがままに描出しており、労働者に対する同情的立場にも示されている。その記述の様式すなわち質においてもすぐれたものである点でも、古典と称されるに値するものである。

もちろん「職工事情」は、たんに綿紡績女工の状態だけでなく、きわめて広はん労働者の労働条件についてふれているが、しかし、綿糸紡績職工、生糸職工、織物職工などの繊維産業に働く労働者、とりわけ女子労働者について克明な分析を展開していることが特徴的であり、とくに女子の深夜業をはじめ、賃金および労働時間、寄宿舎制度などについて、日本の産業資本主義の恥部を赤裸にしているのであるが、とりわけ、無視されてはならないのは、その「職事情附録」であろう。この附録は、たんに、この貴重なドキュメントを補足するものであるにとどまらず、いわゆる原生的労働関係が、資本・賃労働関係によって規定されながらも、暴力的・監獄的な権力の支配によって彩られ、資本蓄積が強行されたことを、痛切にわれわれに訴えている点で資本の本源的蓄積のすさまじさを物語るものとしてまことに印象的である。拷問にもひとしい虐待の事実が、当時の日本資本主義の蓄積様式の苛酷さを物語っている。

「職事情」と比較すると、「女工と結核」は、同じく工場法制定への推進力として作用したとはいえ、独自の意義をもつ。苛酷な労働条件と劣悪な労働環境のなかにおかれた女子労働者にたいする熱い同情とヒューマニズムの流露という点では「職事情」と共通する面が多いのであるが、むしろ医学上の見地から、これ